

～宇治市屋外広告物条例について～

宇治市では、これまで『京都府屋外広告物条例』に基づき、広告物の表示場所や規模等について規制するとともに、広告物に関する許可を行ってきました。

このたび、『宇治市景観計画』を遵守し、快適でうるおいのある景観づくりをさらに進めるために本市の独自の内容を盛り込んだ『宇治市屋外広告物条例』を制定しました。

今後、一定規模以上の新たに広告物を表示または変更する場合は、市条例に基づき、許可手続きが必要です。

なお、屋外広告業の登録については、これまで通り京都府で行いますので、既に京都府に登録されている方は、改めて市に登録する必要はありません。

また、現在許可を受けられている方は、許可期間満了日までは、改めて許可申請の手続きを行う必要はありません。

宇治市屋外広告物条例のポイント

- (1) 宇治市内に設置する広告物は『宇治市景観計画』に適合しなければなりません
これまでは許可が必要な広告物のみが基準を守らなければなりませんでした。許可が不要なものについても、誘導基準を守っていただくようになります。
- (2) 意匠変更を届出制から許可制に変更します
形状やデザインを変更する場合は、許可が必要になります。
- (3) 完了届の提出が必要になります
当該広告物の工事が完了または中止した時は、届出が必要になります。
- (4) 違反広告物への対応を強化します
違反広告物に対して除却命令等を行った場合は、当該広告物が違反であることを明示するシールを貼付します。また除却や改善命令を履行しない場合には、氏名等の公表を行います。
- (5) 既に許可を受けている広告物に経過措置を設けます
条例制定前に許可を受けている広告物で、制定後の新許可基準に適合しない広告物について、指導を受けた広告物を除き、今後改修や変更をする時まで猶予期間を設けます。
- (6) 条例の施行日
平成22年9月1日
- (7) 許可申請手数料について
金額については、従前と変更ありません。

注)条例施行に合わせて、許可や除却などの届出書の様式も変わります。
ご不明な点がございましたら、都市計画課景観係までお問い合わせください。

問い合わせ先：宇治市都市計画課景観係

TEL 0774(22)3141(代表)/FAX 0774(21)0409

Eメール toshikeikakuka@city.uji.kyoto.jp